

二本松市社会福祉協議会
デイサービスセンターいわしろ運営規程

〔平成 17 年 12 月 1 日
規程第 26 号〕

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護（以下「デイサービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 職員は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介護、その他生活全般にわたる援助、及び機能訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、二本松市、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 デイサービスの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
二本松市社会福祉協議会 デイサービスセンターいわしろ	福島県二本松市上長折字行部内 4 3 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1 名以上	利用者、家族との相談対応、サービスの調整、居宅支援事業者との連携等を図る。
看護職員	1 名以上	利用者の健康状態の把握、各種サービスの提供、機能訓練を行う。
機能訓練指導員	1 名以上	利用者の身体機能の減退を防止する機能訓練を行う。
介護職員	3 名以上	利用者の心身の状況を把握し適切な介助を行う。
運転手兼介護職員	1 名以上	利用者の送迎、施設整備等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) サービス提供時間 午前 9 時 25 分から午後 3 時 40 分までとする。

(4) 営業日でない日及び営業時間外でも、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(デイサービスの利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は、一日当たり 25 人とする。

(デイサービスの内容及び利用料等)

第 7 条 デイサービスの内容は次のとおりとし、デイサービス利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該デイサービスが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、デイサービスの内容及び料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。また、次のサービス内容を提供するに当たり、事前に通所介護計画書を作成し、利用者の同意を得た後交付する。さらに、サービス提供後は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申し出があった場合はその情報を提供する。

- (1) 日常生活援助（身体介護サービス）
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴サービス
- (4) 食事サービス
- (5) 機能訓練（アクティビティサービス）
- (6) 口腔機能向上サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) 生活指導（相談、助言等）

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行うデイサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

二本松市地域境界からの移動距離 1 キロメートルにつき 20 円とし、移動距離が 1 キロメートル未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 3 デイサービスにかかる食費については、別に徴収する。
- 4 デイサービスの提供上、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用についてはその実費を徴収する。
- 5 利用の急なキャンセルがあった場合は、別に定めるキャンセル料を徴収する。
- 6 前 4 項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。
- 7 法定代理受領に該当しないデイサービスに係わる利用料の支払いを受けた場合は、デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、二本松市全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 9 条 利用者は、デイサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 入浴サービスを利用する際、健康チェック後に異常が認められた場合は、看護師の指示を受けることとする。
- (3) 給食サービスを利用する際に、食物の持ち帰りや自宅からの持ち込みは認めないこととする。
- (4) 機能訓練サービスを利用する際は、職員の指示に従い安全に留意し、無理のない訓練を行うこととする。

(5) 送迎サービスを利用する際の留意事項

ア 送迎は所定の場所及び時間とするが、交通事情その他の事由により、多少の変更が生じる場合もある。

イ 利用者の心身の状態により、必要と認められる場合は、家族又は家族が依頼した者が、送迎に立ち会うこととする。

(6) デイサービス利用の際の持ち物に関する留意事項

不必要な物の持ち込みはしないこととし、全ての持ち物に氏名を記入することとする。

なお、事業所では貴重品等（特に金銭）の紛失事故等に関しては責任を持たないこととする。

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第 10 条 職員は、デイサービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、

速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。また、デイサービス提供による事故が発生した場合は速やかにその対応を行い、行った処置を記録するとともに、必要に応じて二本松市へ報告する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、その設備の定期的な点検を行う。

- 2 事業所は、非常災害に対処する具体的な計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対するための計画）を作成し、防火管理者又は非常災害についての責任者を定めるものとする。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、年1回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 4 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (4) 虐待防止のための指針の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するデイサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、全てのデイサービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - 4 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
 - 5 退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
 - 6 利用者やその家族から苦情の申し出があった場合は、苦情受付担当者がその内容を記録、苦情解決責任者に報告し、第三者委員の助言や立会いのもとに解決を図るものとする。また、二本松市や福島県国民健康保険団体連合会から求められた場合は、改善内容を報告する。
 - 7 デイサービス業務において法律上の賠償責任を負った場合は、本会が加入している保険により補償し、その記録をする。
 - 8 事業所は、適切なデイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (補則)
- 第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は、平成27年度に限り8月分の利用者から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。